

IV 条例・規定・要領等

札幌市危機管理基本指針

平成 17 年 3 月 制 定

平成 20 年 6 月 一部改正

平成 28 年 10 月 一部改正

令和 4 年 4 月 一部改正

令和 6 年 3 月 全部改正

札幌市

【目次】

第1章	総則	1
1	目的	1
2	指針の位置付け	1
3	定義	2
	(1) 危機	2
	(2) 危機管理	2
第2章	基本的な対策	3
1	事前対策	3
	(1) 危機の把握と予防	3
	(2) 計画・マニュアル等の整備	3
	(3) 訓練・研修等の実施	3
	(4) 関係機関等との連携強化	3
	(5) 市民との情報共有	3
2	応急対策	4
	(1) 情報の収集・共有	4
	(2) 市民の安全確保	4
	(3) 応急対策の実施	4
	(4) 市民への情報提供	4
3	事後対策	5
	(1) 復旧・復興	5
	(2) 被災者の支援	5
	(3) 検証・評価	5
第3章	平常時の危機管理	6
1	組織体制	6
	(1) 札幌市防災会議	6
	(2) 札幌市国民保護協議会	6
	(3) 感染症危機事象における体制	7
	(4) 札幌市危機管理会議	7
	(5) 統括危機管理責任者	8
	(6) 危機管理監	8
	(7) 危機管理責任者	8

2	危機マネジメントシステム	9
第4章	危機事象発生時の危機管理	10
1	組織体制	10
	(1) 警戒配備	10
	(2) 雪害対策本部	11
	(3) 緊急災害対策実施本部	12
	(4) 災害対策本部	12
	(5) 武力攻撃等における体制	13
	(6) 感染症危機事象における体制	13
2	職位ごとの役割・責務	14

第Ⅰ章 総則

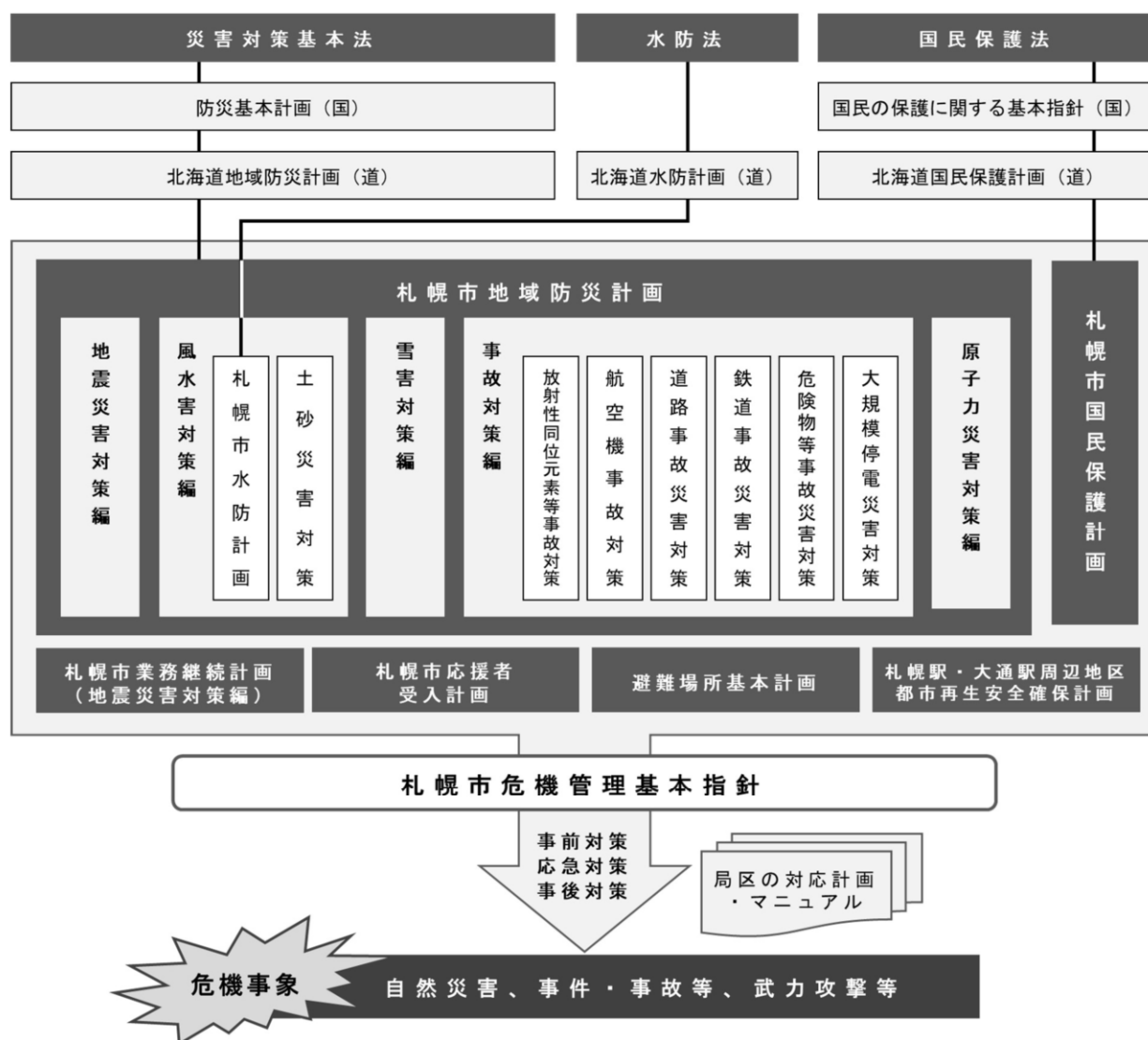
Ⅰ 目的

本指針は、札幌市における危機管理に関する基本事項を定めることにより、全職員が共通認識を持って危機事象に備え、事前対策や体制の整備を計画的に進めるとともに、あらゆる危機事象に迅速かつ効果的に対処し、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とします。

2 指針の位置付け

この指針は、「札幌市地域防災計画」及び「札幌市国民保護計画」その他の計画に基づき危機事象に対応するにあたっての、危機管理体制や基本的な事前・応急対策等を示した指針です。

指針の内容については、警戒配備基準の見直しがあった場合等のほか、必要に応じて見直しを行っていきます。



3 定義

(1) 危機

この指針における「危機」とは、「市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態」をいい、具体的には以下のものを想定しています。

ア 自然災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる危機事象

イ 事件・事故等

原子力災害、事故（放射性同位元素等の漏えい事故、航空機事故、道路事故、危険物等の漏えいや爆発、大規模停電等）、感染症等に起因する危機事象

ウ 武力攻撃等

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）で定める「武力攻撃事態」、「武力攻撃予測事態」及び「緊急対処事態」

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

(2) 危機管理

「危機管理」とは、発生しうる危機事象を想定して、これを回避し、又は被害を軽減するための事前対策を行い、また、危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市民の安全を確保し、被害を最小限にとどめ、影響の拡大を防止するための応急対策を実施し、事態の収拾と市民生活の回復を図ることをいいます。

第2章 基本的な対策

I 事前対策

市は、平常時から、危機事象を想定し、危機の予防に取り組むとともに、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための備えに万全を期すよう努めます。

(1) 危機の把握と予防

所管する業務に関連し、様々な危機事象を想定してその予防に努めるとともに、市民や職員、所管施設等への被害を軽減するために必要な対策を実施します。

(2) 計画・マニュアル等の整備

応急対策を含む非常時優先業務(災害時に発生する業務と通常業務のうち優先度の高い業務)を円滑に遂行できるよう、想定される危機事象に関する対応計画及びマニュアル等を整備し、緊急時における役割分担や対応手順を定めるほか、情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための情報連絡体制を整備します。

(3) 訓練・研修等の実施

職員が危機事象発生時における役割や行動を理解し、十分な知識・技術を習得できるよう、実践的な訓練・研修を企画し、実施します。

また、緊急時に効果的に対応できるよう、危機管理に関する計画や情報連絡体制、設備、資機材等を点検・確認し、必要な改善を行います。

(4) 関係機関等との連携強化

危機事象発生時に円滑な協力のもと応急対応を実施できるよう、平常時から関係機関等との連携を図り、必要な協力体制の強化に努めます。

(5) 市民との情報共有

危機事象に対しては、行政と市民、事業者等が協力して危機に備え、一体となって対応することが不可欠であることから、様々な機会を捉えて危機管理に関する情報を積極的に発信し、危機管理に関する理解の促進と意識の高揚に取り組めます。

2 応急対策

市は、危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに情報収集を行い、被害及び影響を最小限に抑えるための応急対策を実施します。

(1) 情報の収集・共有

危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに情報収集活動を実施し、危機事象の様相、被害の現状と拡大可能性のほか、市民生活への影響等について、情報を収集・整理します。

また、収集・整理した情報は、速やかに危機管理局をはじめ関係局区及び関係機関等に伝達し、情報の共有化を図ります。

(2) 市民の安全確保

危機事象の発生直後又は発生するおそれがある場合には、市民の生命及び身体を守ることが最優先事項として、被災者の救助・救出、避難誘導、被害の拡大防止措置等、必要な対策を迅速に実施します。

(3) 応急対策の実施

応急対策に必要な体制を確保して迅速かつ機動的に初動対応に当たり、被害の拡大等により全庁的な対応が必要な場合には、災害対策本部を設置するなど、状況に応じた組織体制に移行します。

また、応急対策に当たっては、関係機関と密接に連携し、必要に応じて自衛隊や他の自治体、事業者等に応援を要請します。

(4) 市民への情報提供

混乱や不安の拡大を防ぎ、市民が正確な状況を理解して適切な行動をとることができ、また、被災者が必要な支援を受けられることができるよう、被害状況や二次災害の危険性、応急対策の実施状況のほか、避難所や救援物資等、市民が必要とする情報を、あらゆる広報手段を活用して速やかに提供します。

3 事後対策

危機の収束後、市は、都市機能の復旧や市民生活の回復、地域経済の復興のために必要な措置を講じるとともに、事前対策及び応急対策の検証・評価と改善を行います。

(1) 復旧・復興

危機の収束後は、関係機関等と協力するとともに、必要に応じて他の自治体等の応援を得ながら、ライフラインや道路をはじめとする都市機能及び公共施設の復旧や、市民生活の回復、地域経済の復興を速やかに進めるため、必要な措置を講じます。

(2) 被災者の支援

被害を受けた市民の生活の安定や心身の健康維持、住宅の確保及び再建等のほか、事業者の復興のために必要な支援策を速やかに講じ、市民生活や地域経済の安定化と早期回復を図ります。

また、被災者支援に当たっては、全ての被災者が必要な支援を受けることができるよう、支援策について広く周知するとともに、関係機関等と協力しながら、相談・支援体制を整備します。

(3) 検証・評価

危機事象による被害・影響や市の対応について整理するとともに、事前対策及び応急対策の検証及び評価を行い、計画やマニュアル、訓練・研修内容の見直し等、事前対策の改善策を講じます。

第3章 平常時の危機管理

I 組織体制

(1) 札幌市防災会議

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、地域防災計画の作成や推進のため設置する会議です。

組織及び所掌事務は、札幌市防災会議条例（昭和 38 年 3 月 9 日条例第 1 号）で定めており、委員の定数は 70 人以内で、以下の事項を所掌します。

- ア 札幌市地域防災計画の作成及び推進
- イ 札幌市水防計画に関する調査審議
- ウ 市長の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議
- エ ウの重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- オ 上記のほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

【札幌市防災会議の構成】

会 長：市長

委 員：・指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者（第 1 号）
・陸上自衛隊の部隊又は機関の長（第 2 号）
・北海道の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者（第 3 号）
・北海道警察の警察官のうちから市長が委嘱する者（第 4 号）
・市長がその部内の職員のうちから指名する者（第 5 号）
・教育長（第 6 号）
・消防長及び消防団長（第 7 号）
・指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者（第 8 号）
・前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者（第 9 号）

(2) 札幌市国民保護協議会

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 39 条第 1 項の規定に基づき、国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため設置する協議会で、以下の事項を所掌します。

組織及び運営については、札幌市国民保護協議会条例（平成 18 年 3 月 31 日条例第 7 号）で定めており、委員の定数は 65 人以内です。

- ア 市長の諮問に応じて札幌市における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
- イ アの重要事項に関し、市長に意見を述べること。

【札幌市国民保護協議会の構成】

会 長：市長

委 員：次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- ・札幌市を管轄する指定地方行政機関の職員（第１号）
- ・自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者）（第２号）
- ・北海道の職員（第３号）
- ・副市長（第４号）
- ・教育長及び消防長又はその指名する消防吏員（第５号）
- ・札幌市の職員（前２号に掲げる者を除く。）（第６号）
- ・札幌市において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員（第７号）
- ・国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者（第８号）

（３）感染症に起因する危機事象における体制

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び関連する法律並びに札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づく体制により対応します。

（４）札幌市危機管理会議

札幌市における危機管理施策を総合的に推進するため、次に掲げる事項について、調査、審議等を行う会議で、事務局を危機管理局に置きます。

また、危機管理会議の付議事案について事前に調査、審議等を行うため、幹事会を置きます。

ア 札幌市防災会議の審議事項等に係る関係部局間の連絡調整等及び札幌市地域防災計画の運用に関し必要な事項

イ 札幌市国民保護協議会の審議事項等に係る関係部局間の連絡調整等及び札幌市国民保護計画の運用に関し必要な事項

ウ 上記のほか、危機管理施策に関する関係部局間の連絡調整及び方針の決定

エ 庁内の危機管理体制の充実強化に関し必要な事項

オ その他危機管理施策に関し必要な事項

【札幌市危機管理会議及び幹事会の構成】

議 長：危機管理局を担当する副市長

副議長：危機管理監

委 員：会計室長、危機管理監、総務局長、デジタル戦略推進局長、まちづくり政策局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、環境局長、建設局長、下水道河川局長、都市局長、交通局長、水道局長、病院局長、消防局長、区長、教育長、危機管理局担当の副市長が指名する局長に準ずる職員

審	幹事長：危機管理部長 幹 事：会計室次長、行政部長、スマートシティ推進部長、政策企画部長、財政部長、地域振興部長、スポーツ部長、保）総務部長、子ども育成部長、産業振興部長、環境事業部長、建）総務部長、下）経営管理部長、市街地整備部長、事業管理部長、水）総務部長、病）経営管理部長、消）総務部長、市民部長、生涯学習部長
----------	--

(5) 統括危機管理責任者

危機管理局を担当する副市長は、統括危機管理責任者として、危機管理に係る取組の目標及び重点的に取り組むべき項目を定めるとともに、取組について必要な指示を行います。

(6) 危機管理監

危機管理監は、札幌市全体の危機管理を総括するとともに、危機管理責任者が実施する取組を評価し、統括危機管理責任者に報告します。

また、危機管理監は、危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合には、市長及び副市長を補佐し、市長及び副市長の指示のもと、局区長その他の職員を指揮監督します。

(7) 危機管理責任者

局区の長は、危機管理責任者として、統括危機管理責任者の下、所管局区における事前対策を推進します。

また、危機管理に係る取組及び訓練・研修の実施や改善の結果等について、危機管理監を通じ、統括危機管理責任者に報告します。

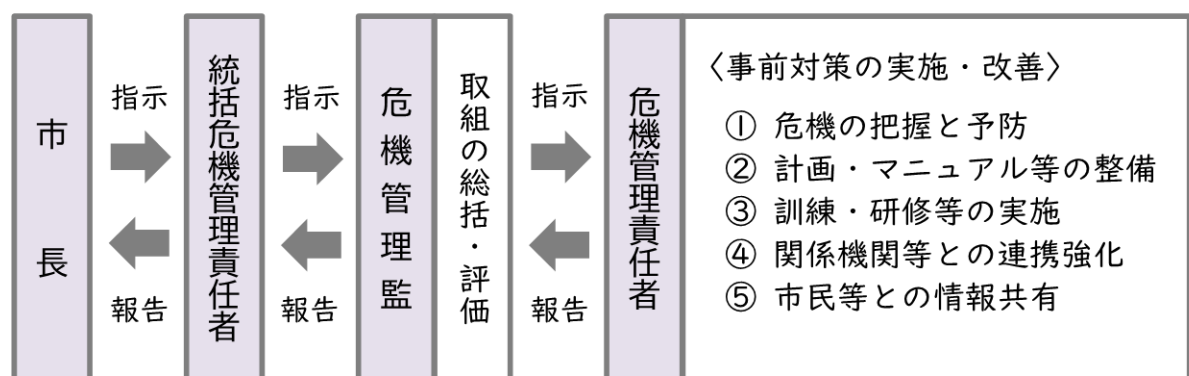
2 危機マネジメントシステム

危機管理に係る事前対策の実行性を確保するため、事前対策の取組状況を把握・評価し、また、問題点を抽出して必要な見直しを進めるための手法として、「危機マネジメントシステム」を運用します。

危機マネジメントシステムでは、危機管理責任者が自ら、想定される危機の把握と予防に努め、危機管理体制の整備や訓練等を実施するなど、事前対策に取り組むとともに、対策の実効性について自ら検証・見直しを行います。

危機マネジメントの運用について必要な事項は、「札幌市危機マネジメントシステム要綱」で定めます。

【危機マネジメントシステムの概要】



第4章 危機事象発生時の危機管理

I 組織体制

(1) 警戒配備

以下の基準に該当する場合は、関係局区による警戒配備体制をとります。

警戒配備に当たる関係局区は、気象情報及び災害情報等の収集伝達、防災関係機関との連絡調整、災害危険地域等の警戒巡視、災害応急対策を実施するとともに、札幌市災害対策本部が設置された場合に備えます。

【警戒配備の基準】

危機事象	基 準
地震	本市域内で震度4の地震が発生した場合
風水害	次のいずれかに該当する場合 ・札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号。以下「政令」という。）第4条に規定する気象警報をいう。以下同じ。）又は洪水警報（同条に規定する洪水警報をいう。以下同じ。）が発表された場合 ・札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報（政令第4条に規定する気象注意報をいう。以下同じ。）又は同条に規定する洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき
雪害	次のいずれかに該当する場合 ・札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象警報が発表された場合 ・札幌市に大雪又は風雪に関する気象注意報が発表された場合で、降雪予測以上の降雪があり、相当の積雪となると予想されるとき
原子力災害	次のいずれかの発生通報を受けた場合 ・情報収集事態（泊村において震度5弱又は5強の地震が発生した事態をいう。） ・警戒事態（後志管内で震度6弱以上の地震の発生や大津波警報の発表があった場合等をいう。） ・施設敷地緊急事態（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条第1項の規定に基づき通報義務のある事態）
放射線同位元素等事故	市内で次のいずれかに該当する事象が発生した場合（施設敷地緊急事態に該当する場合を除く。） ・放射線施設等で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・放射線施設等又はその他の場所から放射線が検知された場合 ・放射性物質等を輸送中に事故が発生した場合 ・放射性物質等の敷地外への放置又はばらまき等が発見された場合 ・放射線障害が発生した場合 ・上記以外の放射線に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
航空機事故	市内で航空機の墜落等により、死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合
道路事故	市内で次のいずれかに該当する事象が発生した場合 ・交通事故等による死者及び負傷者の合計が15名以上になると予想される場合 ・トンネル、橋りょう等の崩落、落下等により相当の被害が予想される場合 ・大規模なトンネル火災が発生した場合 ・道路上へ危険物、毒劇物等が大量に流出し、被害が拡大するおそれがある場合 ・上記以外の社会的な影響の大きい事故災害が発生した場合

危機事象	基 準
鉄道事故	市内で鉄道事故により死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合
危険物等 事故	市内で次に掲げる危険物等に係る事故が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・危険物等の製造、取扱い、貯蔵、販売等を行う事業所、施設等における危険物等の漏出、爆発、炎上等の発生 ・危険物等積載車両の事故による危険物等の漏出、爆発、炎上等の発生
大規模停電	市内で次のいずれかに該当する事象が発生した場合 ・市内でおおむね 10,000 戸以上の停電が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・社会的な影響の大きい大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・大規模停電災害が発生し、これが長期に及ぶおそれがある場合
その他	上記のほか、災害により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合

【警戒配備を行う局区】

	機	務	形	産	機	子	環	機	運	都	産	運	南	区	機
			機			産									
地震	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	
風水害	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	
雪害	○	○		○	○	○	○	○			○		○	○	○
原子力災害	○	○			△	△	△		△			△	△	△	△
放射線同位 元素等事故	○	○			○		○	○	○			○	○	○	
航空機事故	○	○			○		○	○	○				○	○	
道路事故	○	○			○			○	○				○	○	
鉄道事故	○	○			○		▲	▲	▲			▲	○	○	
危険物等事故	○	○			○		○	○	○			○	○	○	
大規模停電	○	○	○		○		○	○	○			○	○	○	
その他	市長が指定する局														

※△は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の場合に警戒配備を行う局。

※▲は、化成品に係る事故が発生した場合に警戒配備を行う局。

(2) 雪害対策本部

大雪により、市民生活への甚大な影響や被害が発生し又は発生するおそれがある場合にあって、組織横断的な応急対策が必要となったときは、以下の関係局から構成される「札幌市雪害対策本部」を設置します。

【雪害対策本部の関係局】

危機管理局、総務局、市民文化局、保健福祉局、子ども未来局、経済観光局、環境局、建設局、交通局、消防局、教育委員会事務局

(3) 緊急災害対策実施本部

危機事象（武力攻撃事態等を除く）が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、その状況等からみて特に早期に災害対策を実施する必要があると認めるときは、緊急災害対策実施本部を設置し、必要な応急対策を実施します。

(4) 災害対策本部

以下のいずれかに該当する場合は、「札幌市災害対策本部」を設置します。

ア 本市域内で震度5弱以上の地震が発生した場合

イ 札幌市に、気象警報又は洪水警報が発表され、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合

ウ 札幌市に、気象特別警報（政令第5条に規定する気象特別警報をいう。）が発表された場合

エ 北海道電力(株)泊発電所に関して、内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言をした場合又は市長が総合的な原子力災害対策を実施する必要があると認める場合

オ 本市域内で大規模な火災、爆発その他の重大な災害が発生し、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合

また、災害対策本部が設置された場合、災害対策本部長（市長）は、下記の種別を指定して職員の「非常配備」を指令します（ただし、札幌市内で震度5弱以上の地震が発生し災害対策本部が設置された場合は、非常配備の指令があったものとみなします）。

【非常配備基準】

種別	基準	参集職員
第1非常配備	次のいずれかに該当する場合 ・本市域内で震度5弱の地震が発生した場合 ・札幌市に気象警報又は洪水警報が発表され、局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・本市域内で大規模な火災、爆発その他の重大な災害が発生した場合	各局区職員の3分の1以上
第2非常配備	次のいずれかに該当する場合 ・本市域内で震度5強の地震が発生した場合 ・複数の区の区域で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・札幌市に気象特別警報が発表された場合	各局区職員の3分の2以上
第3非常配備	次のいずれかに該当する場合 ・本市域内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・本市域の全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・北海道電力(株)泊発電所に関して、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言をした場合又は市長が総合的な原子力災害対策を実施する必要があると認める場合	全ての職員

(5) 武力攻撃等における体制

ア 情報連絡室・緊急事態連絡室

事態認定につながる可能性があると考えられる事態が発生した場合、そのような事態が発生する恐れがあるとの通報若しくは通知を受けた場合又は国から道を通じて警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合は、危機管理局に情報連絡室を設置し、情報収集を行うとともに、各方面との連絡調整に当たります。

また、全局区による対応が必要な場合は、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置します。

イ 札幌市国民保護対策本部

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態において、国民保護法第 25 条第 2 項の規定により、市長が市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けた場合に、「札幌市国民保護対策本部」を設置します。

ウ 札幌市緊急対処事態対策本部

緊急対処事態において、市長が市町村緊急対処事態対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けた場合に、「札幌市緊急対処事態対策本部」を設置します。

(6) 感染症危機事象における体制

感染症に係る危機事象については、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び関連する法律並びに札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づく体制により対応します。

2 職位ごとの役割・責務

職位	主な役割・責務
市 長	- 本部組織の責任者として、市全体の危機対応を総括し、対処方針を明示するとともに、対応の優先順位を決定する。 - 危機事象の状況に応じて必要な範囲で、副市長、危機管理監その他職員の中から、危機対応に係る責任者を指名する。
副市長	- 本部組織の副本部長として、担当分野の専門的見地から市長を補佐する。 - 市長に事故がある場合、市長の職務を代理する。
危機管理監	- 市長及び副市長を補佐し、その指示のもと、局区長その他の職員を指揮監督する。 - 本部組織の事務局長として、事務局の事務を総括する。 - 被害状況及び各局区の対応について情報を集約し、市長及び副市長に報告する。 - 市全体の対処方針及び対応の優先順位に係る案を策定する。 - 市全体の応急対応に係る総合調整を行う。
局区長	- 局区の責任者として、局区における対処方針を明示するとともに、具体的対応の優先順位を決定する。 - 局区の危機対応について、各部長等の指揮監督を行う。 - 市長、副市長及び危機管理監に対し、被害及び対応の状況について報告する。
部 長	- 局区長を補佐し、局区の部門責任者として、所管部門における危機対応業務の指揮監督を行う。 - 局区長に対し、所管部門に係る被害及び対応の状況について報告する。
課 長	- 危機事象の情報を収集、分析し、所管業務における危機対応の立案を行う。 - 所管課の責任者として、所属職員が実施する危機対応の指揮監督を行う。 - 職員の交替体制を整備し、適切な休養を確保するなど、危機対応に当たる所属職員の労務管理を行う。

平成 28 年 12 月 20 日
町田副市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の危機マネジメントシステム（以下「システム」という。）に関し、基本的な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 局等 札幌市事務分掌条例第 1 条に規定する局及び会計室、交通局、水道局、病院局、消防局、区、教育委員会事務局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会事務局をいう。
- (2) 危機 市民の身体、生命及び財産に重大な被害を生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態のうち、次に掲げる事態をいう。
 - ア 自然災害
 - イ 市民生活に重大な影響を及ぼす事件・事故等
 - ウ 武力攻撃事態等
- (3) 市民等 市民、企業、住民団体（町内会、自主防災組織等）、NPO等をいう。

(運営対象)

第 3 条 システムの運営対象は、各局等の危機への対応に関する業務とする。

(組織)

第 4 条 システムを運営するための組織については、次のとおりとする。

- (1) 統括危機管理責任者（以下「統括責任者」という。）は、危機管理局を所管する副市長をもって充てる。
- (2) 危機管理責任者（以下「責任者」という。）は、局等の長（危機管理局にあっては危機管理監）をもって充てる。
- (3) システム運営の事務は危機管理局が行い、危機管理監がこれを総括する。

(対応策及びマニュアルの策定)

第 5 条 責任者は、札幌市地域防災計画等に規定される災害予防及び応急対策に係る業務について、対応策を定めるものとする。

- 2 責任者は、前項で定めた対応策ごとに、マニュアル等を策定するものとする。
- 3 責任者は、第 1 項の業務以外に、局等の所管業務における危機を把握した場合は、その対応策を定めるとともに、マニュアル等を策定するものとする。
- 4 統括責任者は、札幌市全体のマニュアル等策定の進捗状況の管理を行うものとする。

(情報収集・連絡体制の整備)

第 6 条 責任者は、危機が発生したときに備え、平素から、緊急時における情報収集・連絡体制を整備するものとする。この場合、各局等及び関係機関等と必要な連絡調整に努めるものとする。

(訓練研修の実施)

第7条 責任者は、危機管理に関する意識改革と対応力の向上を図るため、職員に対し必要な訓練研修（以下「訓練等」という。）を実施するものとする。

2 責任者は、前項の訓練等の内容を明記した訓練計画を定め、危機管理監に報告するものとする。

（市民等への意識啓発）

第8条 責任者は、市民等に対し危機管理意識の高揚及び本市が行う危機管理対策への理解及び協力を得るため、積極的に啓発活動を実施するものとする。

（取組目標等の設定）

第9条 統括責任者は、年度取組目標を定めるほか、責任者が重点的に取り組むべき項目を指定することができる。

2 責任者は、前項の取組目標並びに災害時対応に係る所管局等の課題を踏まえ、危機対応力向上のために取り組むべき項目を設定する。

（実施結果等の評価及び改善）

第10条 責任者は、第7条の訓練計画に基づく訓練等、第9条で設定した項目の実施結果等について自ら評価を行い、その結果、不十分な事項が認められる場合は、改善を図るものとする。

2 責任者は、前項で実施した評価及び改善の結果を、危機管理監に報告するものとする。

3 危機管理監は、各責任者から報告を受けた取組結果等について評価を行い、その結果を統括責任者に報告するものとする。

4 統括責任者は、前項の報告に基づき、危機管理監及び責任者に対して必要な指示を行うことができる。

（市長による指示等）

第11条 統括責任者は、毎年1回、システムの運用状況に関して市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受け、緊急時対応の結果、取組の実施状況、その他危機管理上の課題等を踏まえ、統括責任者に対して必要な指示を行うことができる。

（連絡調整）

第12条 統括責任者及び責任者は、システムの運用に関して、相互に必要な連絡調整に努めるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、システムの運営管理に関し必要な事項は、危機管理監が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年12月20日から施行する。

2 札幌市危機マネジメントシステム要綱（平成16年6月23日田中副市長決裁）を廃止する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年６月９日から施行する。

3 札幌市防災会議条例

(危機管理局)

昭和 38 年 3 月 9 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、札幌市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 札幌市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条第 1 項に規定する水防計画に関し調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の部隊又は機関の長
- (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者

6 委員の定数は、70 人以内とする。

7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事若干名を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 防災会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会所属の委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、危機管理局において行う。

(議事等)

第8条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則 (令和4年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 札幌市防災会議運営規程

(危機管理局)

昭和 38 年 8 月 6 日
第 1 回札幌市防災会議議決

(目的)

第 1 条 札幌市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）及び札幌市防災会議条例（昭和 38 年札幌市条例第 1 号）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第 2 条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である札幌市副市長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第 3 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(代理出席)

第 4 条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(議事)

第 5 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

(会長の専決処分)

第 6 条 防災会議の権限に属する事務のうち、札幌市地域防災計画に係る軽微な修正に関することについては、会長において、これを処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

(決定事項の記録)

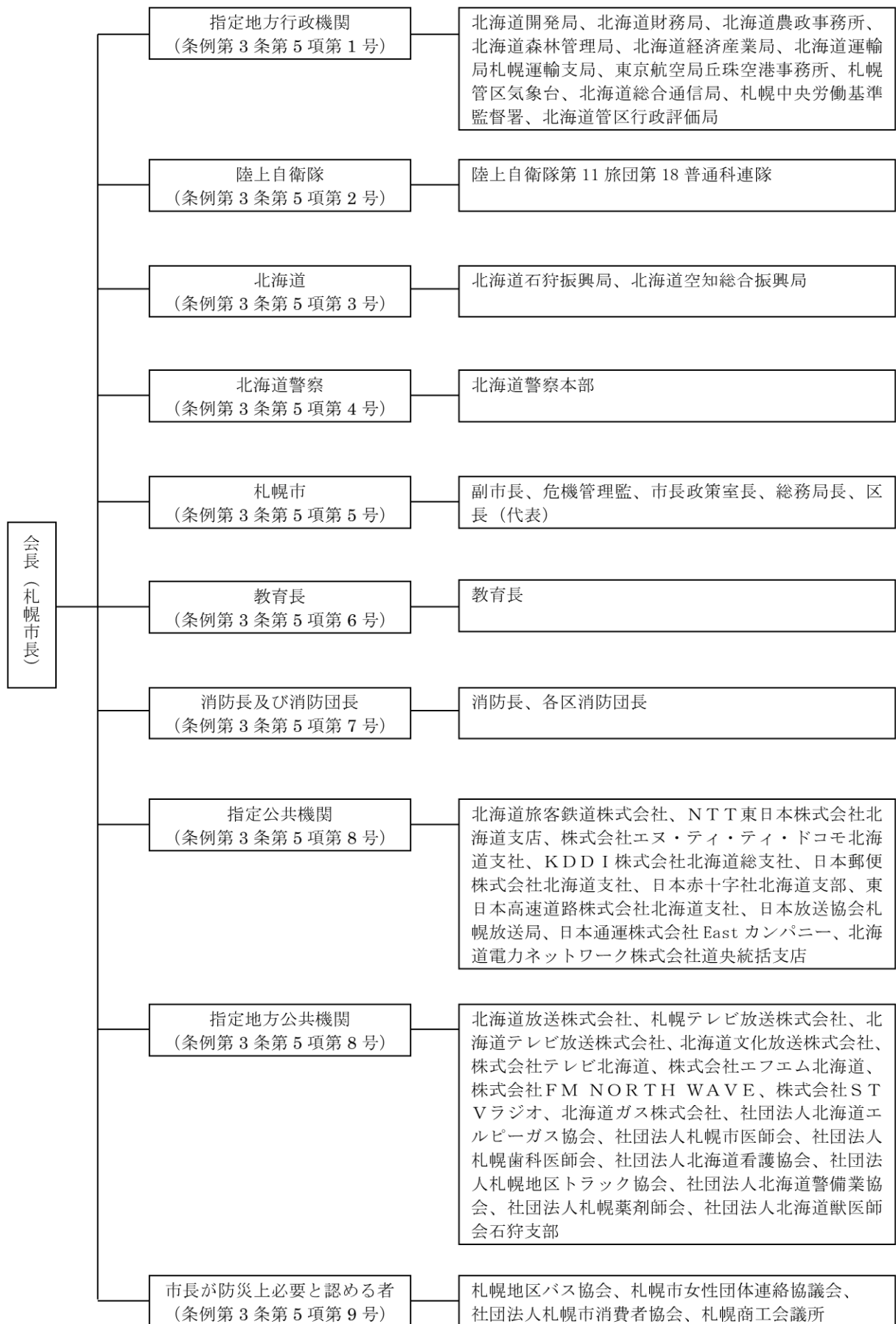
第 7 条 防災会議において決定した事項などの記録、その他の庶務は、危機管理対策室において行うものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 21 日より施行する。

5 札幌市防災会議組織図

(危機管理局)



6 札幌市防災会議委員一覧

(危機管理局)

機 関 名	防災会議委員	防災会議幹事	地震対策部会委員
北海道開発局	札幌開発建設部長	防災課長	札幌開発建設部長
北海道財務局	総務部長	総務課長	
北海道農政事務所	地方調整官（札幌）	札幌地域拠点農政推進官	
北海道森林管理局	総務企画部長	企画課長	
北海道経済産業局	総務企画部長	総務課長	
北海道産業保安監督部	企画調整官	管理課長	
北海道運輸局札幌運輸支局	支局長	首席運輸企画専門官	
東京航空局丘珠空港事務所	空港長	管理課長	
札幌管区气象台	気象防災部長	地域防災推進課長	気象防災部長
北海道総合通信局	防災対策推進室長 （総合通信調整官）	防災対策推進室課長補佐	
札幌中央労働基準監督署	署長	安全衛生課長	
北海道管区行政評価局	総務行政相談部長	総務行政相談部行政相談課長	
陸上自衛隊第11師団第18普通科連隊	連隊長	副連隊長	連隊長
北海道石狩振興局	地域政策部長兼危機対策室長	地域政策課主幹（危機対策）	地域政策部長兼 危機対策室長
北海道空知総合振興局	副局長	札幌建設管理部事業室長	
北海道警察本部	警備部長	札幌方面中央警察署長	警備部長
		札幌方面東警察署長	
		札幌方面西警察署長	
		札幌方面南警察署長	
		札幌方面北警察署長	
		札幌方面白石警察署長	
		札幌方面豊平警察署長	
		札幌方面厚別警察署長	
		札幌方面手稲警察署長	
札幌市	副市長		副市長（部会長）
	危機管理監	危機管理局危機管理部長	危機管理監
	市民文化局長	市民文化局地域振興部長	市民文化局長
			総務局長
			代表幹事区長
			まちづくり政策局長
			財政局長
			保健福祉局長
			子ども未来局長
			環境局長
			経済観光局長
			下水道河川局長

機 関 名	防災会議委員	防災会議幹事	地震対策部会委員
			建設局長
			都市局長
			交通局長
			水道局長
			病院局長
札幌市教育委員会	教育長	生涯学習部長	教育長
札幌市	消防長（消防局長）	消防局警防部長	消防長（消防局長）
札幌市中央消防団	団長		代表幹事団長
札幌市北消防団	団長		
札幌市東消防団	団長		
札幌市白石消防団	団長		
札幌市厚別消防団	団長		
札幌市豊平消防団	団長		
札幌市清田消防団	団長		
札幌市南消防団	団長		
札幌市西消防団	団長		
札幌市手稲消防団	団長		
北海道旅客鉄道株式会社	安全推進部長	安全推進部課長	
東日本高速道路株式会社北海道支社	札幌管理事務所長	工事担当課長	
N T T 東日本株式会社北海道支店	設備部長	災害対策室長	設備部長
株式会社 N T T ドコモ北海道支社	ネットワーク部長	災害対策室長	
K D D I 株式会社	東日本運用センター 東日本エリア担当テクニカル センター副センター長		
ソフトバンク株式会社	北海道ネットワーク技術部長		
日本郵便株式会社北海道支社	総務部長	リスク管理担当課長	
日本赤十字社北海道支部	事業部長		
日本通運株式会社 East カンパニー	支店長	総務課長	
北海道電力ネットワーク株式会社 道央統括支店	副支店長	企画総務グループリーダー	副支店長
日本放送協会札幌放送局	メディアセンター長	メディアセンター専任部長（編成）	メディアセンター長
北海道放送株式会社	報道部長		
札幌テレビ放送株式会社	報道部長		
北海道テレビ放送株式会社	報道部長		
北海道文化放送株式会社	報道情報部企画担当部長		
株式会社テレビ北海道	報道制作局報道部部长		
株式会社 S T V ラジオ	経営企画部長		
株式会社エフエム北海道	編成制作部 部長代理		
株式会社 F M N O R T H W A V E	取締役総務部長		
北海道ガス株式会社	保安推進部長	保安推進グループマネージャー	保安推進部長

機 関 名	防災会議委員	防災会議幹事	地震対策部会委員
一般社団法人北海道ＬＰガス協会	会長		
一般社団法人札幌市医師会	会長	救急医療部長	会長
一般社団法人札幌歯科医師会	会長	理事	
一般社団法人札幌薬剤師会	会長		
公益社団法人北海道看護協会	会長		会長
さっぽろ獣医師会	副会長		
一般社団法人札幌地区トラック協会	会長		
一般社団法人北海道警備業協会	会長	専務理事	
札幌地区バス協会	会長		
札幌市女性団体連絡協議会	会長		会長
公益社団法人札幌消費者協会	理事		理事
札幌商工会議所	都市・交通委員会 副委員長		都市・交通委員会 副委員長
札幌市ボランティア連絡協議会	副会長		副会長
社団法人札幌青年会議所			理事長
札幌中央区連合町内会連絡協議会			会長
札幌市民防災団体連合会	副会長		
一般社団法人札幌建設業協会	会長		
札幌市全区災害防止協力会連絡協議会	会長	幹事長	
札幌市設計同友会	会長理事		
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	会長		
札幌防火委員会連合会			会長

昭和 38 年 3 月 9 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、札幌市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 札幌市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条第 1 項に規定する水防計画に関し調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の部隊又は機関の長
- (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者

6 委員の定数は、70 人以内とする。

- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

- 第5条 防災会議に幹事若干名を置く。
- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

- 第6条 防災会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 2 部会所属の委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

- 第7条 防災会議の庶務は、危機管理局において行う。

(議事等)

- 第8条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則 (令和4年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

8 札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程

(危機管理局)

平成10年3月5日訓令第2号

札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程

札幌市災害対策本部運営規程（昭和39年訓令第25号）の全部改正（昭和48年9月訓令第20号）

札幌市災害対策本部運営規程（昭和48年訓令第20号）の全部改正（平成10年3月訓令第2号）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 本部の設置及び廃止（第3条・第4条）

第3章 本部の組織及び所掌事務（第5条―第16条）

第4章 配備体制・情報連絡（第17条―第22条）

第5章 その他の災害対策実施体制（第23条―第25条）

第6章 補則（第26条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、札幌市災害対策本部条例（昭和38年条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるほか、本部を設置しない場合の災害予防及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義等)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 局等 札幌市事務分掌条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する局並びに会計室、交通局、水道局、病院局、消防局、区、教育委員会事務局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会事務局をいう。
- (2) 局長等 局等の長（危機管理局にあつては危機管理監、教育委員会事務局にあつては教育長）をいう。
- (3) 消防署長等 消防署長、清掃事務所長及び料金課長をいう。

2 この訓令の適用に当たっては、消防署は消防局、教育委員会が所管する教育機関は教育委員会事務局（公民館にあつては、区）の内部組織とみなす。

第2章 本部の設置及び廃止

(本部の設置及び廃止の基準)

第3条 本部は、次の各号のいずれかに該当する場合に設置されるものとする。

- (1) 本市域内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 札幌市に、気象警報（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号。以下「政令」という。）第4条に規定する気象警報をいう。以下同じ。）又は洪水警報（同条に規定する洪水警報をいう。以下同じ。）が発表され、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合
- (3) 札幌市に、気象特別警報（政令第5条に規定する気象特別警報をいう。）が発表された場合
- (4) 北海道電力株式会社泊発電所に関して、内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言をした場合又は市長が総合的な原子力災害対策を実施する必要があると認める場合
- (5) 本市域内で大規模な火災、爆発その他の重大な災害が発生し、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認める場合

2 本部は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が災害の発生するおそれが解消したと認める場合又は災害対策がおおむね完了したと認める場合に廃止されるものとする。

（本部の設置場所）

第4条 本部は、札幌市役所本庁舎内に設置する。ただし、これにより難いと本部長が認める場合は、本部長が適当と認める場所に設置する。

第3章 本部の組織及び所掌事務

（災害対策副本部長等）

第5条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

- 2 副本部長が条例第2条第2項の規定により本部長の職務を代理する場合の順序は、あらかじめ本部長が定める。
- 3 危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐し、本部長及び副本部長の全てに事故があるときは、危機管理監が本部長の職務を代理する。
- 4 危機管理監は、札幌市事務分掌規則（昭和47年規則第23号）第4条の2第2項の応急的な対策その他市長が特に指定する事務に限り、災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を指揮監督する。
- 5 危機管理監に事故があるときは、危機管理部長がその職務を代理する。
- 6 本部員は、局長等（市選挙管理委員会事務局長を除く。）をもって充てる。

（事務局）

第6条 本部に条例第3条第1項の規定に基づき事務局を置く。

- 2 事務局の所掌事務は、別表1のとおりとする。

- 3 事務局の長（以下「事務局長」という。）及び事務局の職員は、それぞれ危機管理監及び危機管理局に所属する職員をもって充てる。
- 4 事務局長は、事務局の事務を総括する。
- 5 事務局に事務局次長を置き、危機管理局において部長職である者のうちから本部長が指定する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、事務局次長が2人以上いるときの代理する順序は、あらかじめ事務局長が定める順序による。
- 7 事務局の所掌事務を分掌するため、事務局に班を置き、その名称及び分担事務は、事務局長が定める。
- 8 前項の班に班長、副班長その他必要な職員を置き、事務局に所属する職員のうちから事務局長が指名する。

（本部情報連絡員）

第7条 事務局に本部情報連絡員を置き、次条第1項の部に所属する職員のうちから当該部の長が指名する者が兼ねるものとする。

- 2 本部情報連絡員は、事務局長の命を受け、災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）の収集及び受理、災害対策に係る各部への指令の伝達等の事務を行う。

（部）

第8条 第6条第1項の事務局のほか、本部に条例第3条第1項の規定に基づき別表2に掲げる部（以下「部」という。）を置き、その所掌事務、部の事務を担当する局等及び部の長（以下「部長」という。）に充てられる職員は、同表に掲げるとおりとする。

- 2 部長は、部の事務を総括する。
- 3 部の所掌事務を分掌するため、部に班を置き、その名称及び分担事務は、本部長が定める。
- 4 部に副部長を置き、当該部の事務を担当する局等において部長職である者のうちから本部長が指定する。
- 5 第6条第6項の規定は、副部長について準用する。
- 6 第3項の班に班長、副班長その他必要な職員を置く。

（災害対策本部会議）

第9条 災害対策の総合調整その他防災に関する重要事項を協議するため、本部に災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監、本部員及び本部長が指名する本部の職員をもって構成する。

- 3 本部長は、被害状況の報告等に際し必要があると認めるときは、自衛隊、警察その他の防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）の職員等の本部会議への出席を要請することができる。
- 4 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- 5 本部長は、本部会議の議長となり、会務を統括する。

（防災関係機関情報連絡室）

第10条 本部長は、本市域内で震度5弱以上の地震が発生した場合その他特に必要と認める場合は、本部内に防災関係機関で構成する防災関係機関情報連絡室を置く。この場合において、本部長は、当該防災関係機関に対し情報の収集、伝達等を行う要員の派遣を要請するものとする。

（区災害対策本部の設置等）

第11条 第3条第1項の規定により本部が設置される場合は、条例第3条第2項の規定に基づき区ごとに区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置する。ただし、区本部の長（以下「区本部長」という。）は、当該区の区域内において災害の発生がなく、又は発生のおそれがないと認めるときは、本部長の承認を得て、区本部を設置せず、又はこれを廃止することができる。

（区本部の設置場所）

第12条 区本部は、各区役所庁舎内に設置する。ただし、これにより難いと区本部長が認める場合は、区本部長が適当と認める場所に設置する。

（区本部の所掌事務等）

第13条 区本部の所掌事務は、別表3のとおりとする。

- 2 区本部の所掌事務を分掌するため、区本部に班を置き、その名称及び分担事務は、本部長が定める。
- 3 区本部長は、区長をもって充てる。
- 4 区本部に区災害対策副本部長（以下「区副本部長」という。）を置き、その区において部長職である者のうちから本部長が指定する。
- 5 第6条第6項の規定は、区副本部長について準用する。
- 6 第2項の班に班長、副班長その他必要な職員を置く。

（区情報連絡員）

第14条 区本部に区情報連絡員を置き、その区の区域を所管する消防署長等があらかじめその所属する職員のうちから指名する者をもって充てる。

- 2 区情報連絡員は、区本部長の命を受け、災害情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等の事務を行う。

（区災害対策本部会議）

第15条 区の災害対策に関する重要事項を協議するため、区本部に区災害対策本部会議（以下「区本部会議」という。）を置く。

2 区本部会議は、区本部長、区副本部長及び区本部長が指名する区本部の職員並びに当該区を所管する消防署長等（区本部長が必要と認める場合にあっては、当該区を所管する消防署長等及び当該区を所管する料金課の係長職その他の水道局総務部の係長職の職員）をもって構成する。

3 区本部長は、被害状況の報告等に際し必要があると認めるときは、防災関係機関の職員等の区本部会議への出席を要請することができる。

4 区本部会議は、区本部長が必要に応じて招集する。

5 区本部長は、区本部会議の議長となり、会務を統括する。

（現地災害対策本部）

第16条 第3条第1項の規定により本部が設置される場合において、災害の状況等からみて本部長が必要と認めるときは、災害の発生した現地又は本部長が適当と認める場所に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

2 現地本部の所掌事務は、災害の状況等に応じて本部長が定める。

3 現地本部に現地災害対策副本部長を置く。

4 第6条第6項の規定は、現地災害対策副本部長について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、現地本部について必要な事項は、本部長が定める。

第4章 配備体制・情報連絡

（警戒配備）

第17条 局長等は、本部が設置される前において別表4に定める基準に該当する場合は、同表に定めるところにより必要な職員を配置する警戒配備を行わなければならない。

2 危機管理監は、災害対策の実施上緊急を要すると認める場合は、関係する局長等に対し、前項の警戒配備を行うよう要請することができる。

3 局長等は、災害情報等を収集したときは、速やかに危機管理監に報告するとともに、災害対策本部が設置された場合に備えるものとする。

（非常配備）

第18条 本部長は、本部が設置された後、直ちに部長及び区本部長（以下「部長等」という。）に対し種別を指定して非常配備を指令するものとする。

2 非常配備の種別及びその活動内容は、別表5のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号の規定により本部が設置された場合は、その設置された時に別表5に定める非常配備の指令があったものとみなす。

- 4 第1項の場合において、本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、特定の部長等に対して異なる種別の指定を行うことができる。
- 5 本部長は、被害状況又は災害対策の実施状況から非常配備の種別の変更の必要があると認めるときは、部長等に対してその指令をすることができる。
- 6 部長等は、災害対策の実施状況等からみて特に支障がないと認めるときは、本部長の承認を得て、非常配備に配置する職員を減ずることができる。

(動員すべき職員の指定等)

第19条 局長等は、あらかじめ、別表5に掲げる非常配備の種別に応じ、動員すべき職員及びその職員の参集すべき場所を指定しておかなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げるところにより区分する。

- (1) 特別動員 別表5に掲げる第3非常配備のうち、職員の勤務時間外、休日等において震度6弱以上の地震が発生した場合の職員の動員
- (2) 通常動員 前号以外の場合の非常配備による職員の動員

- 3 前項第1号の特別動員による職員の参集すべき場所を指定する場合は、次に掲げる区分によるものとする。

- (1) 所属参集 当該職員の勤務場所への参集
- (2) 直近参集 当該職員の居住地の最寄りの区本部の設置場所への参集
- (3) 避難場所参集 当該職員の居住地の最寄りの屋内の避難場所への参集

(配備編成計画等の作成)

第20条 局長等は、前条第2項に規定する職員の動員区分ごとの配備編成計画表及び連絡系統図を作成し、所属職員に周知しておかなければならない。

- 2 前項の配備編成計画表は、危機管理監の定めるところにより作成するものとする。

(応援職員の派遣)

第21条 部長等は、所管する部又は区本部における災害対策の実施状況からみて必要があると認めるときは、本部長に他の部又は区本部の職員の派遣を要請することができる。

- 2 前項の規定により派遣された職員は、派遣を受けた部長等の指揮の下に行動するものとする。

(災害情報等の収集・報告)

第22条 部長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、災害情報等の収集を行い、その収集した災害情報等を、事務局長を経て本部長に報告しなければならない。

- 2 部長等は、国又は北海道に対し災害情報等の報告を行う場合は、事前に事務局長と調整を行うとともに、当該報告後に、報告書の写しを事務局長に提出するものとする。

第5章 その他の災害対策実施体制

(区本部単独での災害対策)

第23条 区長は、本部が設置されていない場合でも、所管する区の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その状況等からみて特に早期に総合的な災害対策を実施する必要があると認めるときは、市長の承認を得て区本部を設置し、必要な災害対策を実施することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、区長に対し区本部を設置し、必要な災害対策を実施するよう命ずることができる。

3 前2項の規定により区本部が設置された場合は、関係する局長等は、本部が設置された場合に準じて災害対策を実施しなければならない。

(緊急災害対策実施本部による災害対策)

第24条 市長は、本部を設置しない場合であっても、雪害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、その状況等からみて特に早期に災害対策を実施する必要があると認めるときは、緊急災害対策実施本部（以下「実施本部」という。）を設置し、必要な災害対策を実施することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により実施本部が設置された場合について準用する。

3 実施本部の組織及び運営について必要な事項は、その都度市長が定める。

4 前項の規定にかかわらず、局長等は、必要があると認める場合は、市長の承認を得たうえで、あらかじめ実施本部の設置基準、運営基準等を定めておくことができる。この場合において、局長等は、その定めた設置基準、運営基準等を速やかに危機管理監に通知するものとする。

(その他の災害対策)

第25条 前2条に規定する場合のほか、市長は、本部を設置しない場合であっても、災害の状況等からみて適当と認めるときは、第3章及び前章の規定のうち必要と認めるものを準用して、災害対策を実施することができる。

第6章 補則

(委任)

第26条 この訓令に定めるもののほか、本部の組織及び運営等について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成10年3月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に設置基準、運営基準等が定められている災害対策に係る組織で市長が指定するものについては、実施本部であるものとみなし、その実施本部とみなされる組織に係る設置基準、運営基準等は、第24条第4項の規定により定められたものとみなす。この場合において、同項後段の規定は適用しない。

附 則（平成10年訓令第7号）～附 則（平成23年訓令第6号）

省略

附 則（平成25年訓令第7号）

- 1 この訓令は、平成25年9月20日から施行する。

附 則（平成28年訓令第5号抄）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

(1) 本部の事務の総合調整並びに各部及び各区本部との連絡に関する事項
(2) 本部会議の運営に関する事項
(3) 防災関係機関との連絡調整に関する事項
(4) 災害情報等の取りまとめに関する事項
(5) 各部及び各区本部の所管に属さない事項

別表2（第8条関係）

部の名称	所掌事務	局等	部長に充てられる職員
会計部	(1) 関係金融機関等との連絡調整に関する事項 (2) 災害関係経費の出納に関する事項	会計室	会計室長
総務部	(1) 本庁舎の管理保全及び災害対策車両の確保等に関する事項	総務局	総務局長

	(2) 災害に係る中央関係機関及び各国大使館等との連絡調整に関する事項 (3) 災害に係る職員の公務災害補償に関する事項 (4) 災害に係る派遣職員の身分取扱いに関する事項 (5) 災害に係る広報及び広聴の総合調整に関する事項		
デジタル戦略推進部	(1) 情報システム及び通信ネットワークの保全に関する事項	デジタル戦略推進局	デジタル戦略推進局長
まちづくり政策部	(1) 災害復旧及び災害復興の総合調整に関する事項 (2) 災害に係る渉外に関する事項（他部の所管に属するものを除く。）	まちづくり政策局	まちづくり政策局長
財政部	(1) 災害関係の予算措置、税の減免措置等財務に関する事項 (2) 被災状況の調査に関する事項（別に定めるものに限る。）	財政局	財政局長
市民文化部	(1) 災害時における地域住民組織その他の民間団体との協力体制に係る事務の総合調整に関する事項（他部の所管に属するものを除く。） (2) 義援金品の受付、保管及び配布の総合調整に関する事項 (3) 災害時における生活必需物資等の需給安定対策に関する事項 (4) 文化施設に係る災害対策に関する事項	市民文化局	市民文化局長
スポーツ部	(1) スポーツ施設に係る災害対策に関する事項	スポーツ局	スポーツ局長

保健福祉部	(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく申請事務に関する事項 (2) ボランティアの受入れ及び配置計画に関する事項 (3) 国民健康保険料等の減免及び徴収猶予の総合調整に関する事項 (4) 所管施設の被害状況の調査及び応急対策並びに入所者の救護対策に関する事項 (5) 災害に係る保健衛生に関する事項 (6) 関係医療機関等との連絡調整及びこれらに対する支援の要請に関する事項	保健福祉局	保健福祉局長
子ども未来部	(1) 所管施設の被害状況の調査及び応急対策並びに入所者の救護対策に関する事項	子ども未来局	子ども未来局長
経済観光部	(1) 緊急生活物資等の調達及び輸送に関する事項 (2) 商業、工業、農業及び中央卸売市場に係る災害対策に関する事項 (3) 観光に係る災害対策に関する事項	経済観光局	経済観光局長
環境部	(1) 災害に係る廃棄物の処理に関する事項 (2) 災害時における環境保全及び公害防止対策に関する事項 (3) 円山動物園の災害対策の総合調整に関する事項 (4) 円山動物園の被害状況の調査及び応急対策に関する事項	環境局	環境局長
建設部	(1) 道路、公園、緑地等の災害対策の総	建設局	建設局長

	合調整に関する事項 (2) 道路、公園、緑地等（本部長が定めるものに限る。）の被害状況の調査及び応急対策に関する事項 (3) 災害時における雪対策の総合調整に関する事項		
下水道河川部	(1) 河川等の災害対策の総合調整に関する事項 (2) 河川等（本部長が定めるものに限る。）の被害状況の調査及び応急対策に関する事項 (3) 下水道施設の被害状況の調査及び災害復旧に関する事項	下水道河川局	下水道河川局長
都市部	(1) がけ地及び急傾斜地に係る災害対策に関する事項 (2) 公営住宅の被害状況の調査及び応急対策に関する事項 (3) 土地区画整理事業施行区域内に係る被害状況の調査及び応急対策に関する事項 (4) 応急仮設住宅の建設に関する事項 (5) 被災建築物の応急危険度の判定に関する事項	都市局	都市局長
交通部	(1) 緊急輸送対策に関する事項 (2) 所管する車両及び施設の被害状況の調査並びに応急対策に関する事項	交通局	交通局長
水道部	(1) 応急給水に関する事項 (2) 所管施設の被害状況の調査及び災害復旧に関する事項	水道局	水道局長
医療部	(1) 災害に係る医療に関する事項	病院局	病院局長

消防部	(1) 消防及び水防に関する事項 (2) 救急及び救助に関する事項 (3) 災害現場における緊急避難対策に関する事項 (4) 危険物の除去及び処理に関する事項	消防局	消防局長
教育部	(1) 園児、児童及び生徒の保護及び応急教育に関する事項 (2) 所管施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事項 (3) 所管施設の避難場所としての供用に関する事項	教育委員会事務局	教育長
第一応援部	(1) 緊急応援に関する事項	議会事務局 市選挙管理委員会 事務局	議会事務局長
第二応援部	(1) 緊急応援に関する事項	人事委員会事務局	人事委員会事務局 長
第三応援部	(1) 緊急応援に関する事項	監査事務局	監査事務局長

別表 3 (第13条関係)

(1) 区の区域における災害対策の総合調整に関する事項 (2) 区民に対する災害に係る広報及び広聴に関する事項 (3) 区内の地域住民組織その他の民間団体との連絡調整に関する事項 (4) 区内の被災状況の調査に関する事項 (5) 区内の道路、公園、緑地等（建設部の所管に係るものを除く。）の被害状況の調査及び 応急対策に関する事項 (6) 区内の河川等（下水道河川部の所管に係るものを除く。）の被害状況の調査及び応急対 策に関する事項 (7) 避難所の開設及び運営管理に関する事項 (8) その他区の区域における災害対策に関する事項

別表 4（第17条関係）

基準	警戒配備を行う局等	警戒配備の内容
本市域内で震度 4 の地震が発生した場合	危機管理局、総務局、デジタル戦略推進局、保健福祉局、建設局、下水道河川局、都市局、水道局、交通局、消防局及び区	(1) 気象に関する情報及び災害情報等の収集及び伝達 (2) 防災関係機関との連絡調整
次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合 (2) 札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報（政令第 4 条に規定する気象注意報をいう。以下同じ。）又は同条に規定する洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき。	危機管理局、総務局、デジタル戦略推進局、保健福祉局、子ども未来局、建設局、下水道河川局、都市局、交通局、消防局及び区	(3) 災害危険地域等の警戒巡視 (4) 災害応急対策 (5) 本部体制への移行準備
次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象警報が発表された場合 (2) 札幌市に大雪又は風雪に関する気象注意報が発表された場合で、降雪予測以上の降雪があり、相当の積雪となると予想されるとき。	危機管理局、総務局、市民文化局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、建設局、交通局、消防局、区及び教育委員会事務局	
北海道から震度 5 警戒事象（泊村で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した場合をいう。）の発生通報を受けた場合	危機管理局及び総務局	

次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 北海道から特別警戒事象（後志管内で震度6弱以上の地震が発生した場合等をいう。）の発生通報を受けた場合 (2) 北海道から特定事象（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令（平成24年文部科学省、経済産業省令第2号）第2条第1項第1号に規定する特定事象をいう。以下同じ。）の発生通報を受けた場合	危機管理局、総務局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、下水道河川局、水道局、消防局、区及び教育委員会事務局
次の各号のいずれかに該当する場合（特定事象に該当する場合を除く。） (1) 放射線施設等で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (2) 放射線施設等又はその他の場所から放射線が検知された場合 (3) 放射性物質等を輸送中に事故が発生した場合 (4) 放射性物質等の敷地外への放置又はばらまき等が発見された場合 (5) 放射線障害が発生した場合 (6) 上記以外の放射線に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	危機管理局、総務局、保健福祉局、環境局、建設局、下水道河川局、水道局、消防局及び区
航空機の墜落等により、死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合	危機管理局、総務局、保健福祉局、環境局、建設局、下水道河川局、消防局及び区
次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 交通事故等による死者及び負傷者の合計が15名以上になると予想される	危機管理局、総務局、保健福祉局、建設局、下水道河川局、消防局及び区

場合 (2) トンネル、橋りょう等の崩落、落下等により相当の被害が予想される場合 (3) 大規模なトンネル火災が発生した場合 (4) 道路上へ危険物、毒劇物等が大量に流出し、被害が拡大するおそれがある場合 (5) 上記以外の社会的な影響の大きい事故災害が発生した場合		
鉄道事故により死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合	危機管理局、総務局、保健福祉局、※環境局、※建設局、※下水道河川局、※水道局、消防局及び区	
次に掲げる危険物等に係る事故が発生し、又は発生するおそれがある場合 (1) 危険物等の製造、取扱い、貯蔵、販売等を行う事業所、施設等における危険物等の漏出、爆発、炎上等の発生 (2) 危険物等積載車両の事故による危険物等の漏出、爆発、炎上等の発生	危機管理局、総務局、保健福祉局、環境局、建設局、下水道河川局、水道局、消防局及び区	
次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 市内でおおむね10,000戸以上の停電が発生し、又は発生するおそれがある場合 (2) 社会的な影響の大きい大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (3) 大規模停電災害が発生し、これが長期に及ぶおそれがある場合	危機管理局、総務局、デジタル戦略推進局、保健福祉局、環境局、建設局、下水道河川局、水道局、消防局及び区	

上記のほか、災害により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合	市長が指定する局等	
----------------------------------	-----------	--

備考 ※を付した局等は、化成品に係る事故が発生した場合に警戒配備を行うものとする。

別表 5（第18条関係）

種別	種別の基準	活動内容
第1 非常配備	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 本市域内で震度5弱の地震が発生した場合 (2) 札幌市に気象警報又は洪水警報が発表され、局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (3) 本市域内で大規模な火災、爆発その他の重大な災害が発生した場合	(1) 部及び区本部に所属する職員の3分の1以上の者で所掌する災害対策を実施する。 (2) 事態の推移に伴い、速やかに第2非常配備に移行し得る態勢とする。
第2 非常配備	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 本市域内で震度5強の地震が発生した場合 (2) 複数の区の区域で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (3) 第3条第1項第3号に掲げる場合	(1) 部及び区本部に所属する職員の3分の2以上の者で所掌する災害対策を実施する。 (2) 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備に移行し得る態勢とする。
第3 非常配備	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 本市域内で震度6弱以上の地震が発生した場合 (2) 本市域の全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (3) 第3条第1項第4号に掲げる場合	部及び区本部に所属する職員の全員で所掌する災害対策を実施する。

平成16年4月1日

危機管理対策室長決裁

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 本部の設置及び廃止 (第3条)
- 第3章 本部の組織及び所掌事務 (第4条―第14条)
- 第4章 配備体制・情報連絡 (第15条―第25条)
- 第5章 その他の災害対策実施体制 (第26条・第27条)
- 第6章 補則 (第28条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程(平成10年訓令第2号。以下「規程」という。)第26条の規定に基づき、災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営等の細目に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、規程で使用する用語の例による。

第2章 本部の設置及び廃止

(本部の設置及び廃止等)

第3条 規程第6条第3項に規定する事務局の長(以下「事務局長」という。)は、本部が設置された場合は、設置日時、設置場所等を部の長(以下「部長」という。)及び区災害対策本部(以下「区本部」という。)の長に通知するものとする。

2 前項の場合において、勤務時間外又は休日(以下「勤務時間外等」という。)に本部が設置されたときは、事務局長は、部及び区本部の庶務担当班長及び庶務担当副班長へ電話等により伝達するものとする。

3 第2項の規定は、本部が廃止された場合について準用する。

4 本部を設置又は廃止したときは、事務局が規程第9条第3項に規定する自衛隊、警察その他防災関係機関(以下「防災関係機関」という。)に通知するとともに、総務部広報班が市民に対して報道機関及び市の広報媒体等により周知するものとする。

第3章 本部の組織及び所掌事務

(災害対策本部長の職務代理)

第4条 規程第5条第2項に規定する災害対策本部長(以下「本部長」という。)の職務を代理する副市長の順序は、札幌市副市長の事務分担及び市長職務代理に関する規則(平成13年規則第30号)に定める順序によるものとする。

(事務局の班の分担事務等)

第5条 規程第6条第7項に規定する事務局の班の名称及び分担事務は、別表1のとおりとする。

(本部情報連絡員)

第6条 局長等(区長及び市選挙管理委員会事務局の長を除く。)は、あらかじめ庶務担当課の係長職の職員のうちから本部情報連絡員を指名しておくものとする。この場合において、総務局長は、広報課の職員のうちからも本部情報連絡員を指名しておくものとする。

2 部長は、本部が設置されたときは、本部情報連絡員を事務局に派遣するものとする。

3 部長は、指名している本部情報連絡員を災害時にやむを得ず事務局に派遣することができないと認めるときは、別に職員を指名して事務局に派遣するものとする。

4 事務局長は、災害の状況等により、本部情報連絡員の一部を事務局に置かないことができる。

(部の班の分担事務等)

第7条 規程第8条第3項に規定する部の班の名称及び分担事務は、別表2のとおりとする。

2 部長は、区本部が実施する災害対策のそれぞれの事務についての総合調整を行うとともに、分担事務に関する災害対策を実施するものとする。

3 副部長は、所管する班の運営に関し必要な事項を定める。

4 部長は、当該部の分担事務に関する災害対策を実施するため必要と認めるときは、その権限の

一部をあらかじめ指定する副部長に委任することができる。

(災害対策本部会議)

第8条 災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）において協議する重要事項は、別表3のとおりとする。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）又は本部長が指名する本部の職員は、本部会議の円滑な運営を図るため、災害予防及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）に係る必要な資料を事前に事務局長に提出するものとする。

3 本部会議は、災害の状況等により、一部の構成員をもって開くことができる。

4 本部会議の招集の通知は、庁内放送、防災行政無線、電話等（以下「庁内放送等」という。）を用いて行う。

5 本部会議の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

(防災関係機関の要員の派遣要請)

第9条 本部長は、規程第10条の規定により防災関係機関に対する要員の派遣の要請をするときは、事前に当該防災関係機関へ電話等により連絡をした後に、「防災関係機関情報連絡室の要員の派遣要請について（依頼）」（様式1）により通知するものとする。

(区本部の班の分担事務等)

第10条 規程第13条第2項に規定する区本部の班の名称及び分担事務は、別表4のとおりとする。

2 区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、当該区の区域における災害対策の総合調整にあたるとともに、各部と緊密な連絡を図るものとする。

3 区災害対策副本部長（以下「区副本部長」という。）は、所管する班の運営に関し必要な事項を定める。

4 区本部の名称は、当該区の名称を冠するものとする。

(消防署長等への措置要請)

第11条 区本部長は、その区の区域を所管する消防署長等に対し、災害対策上必要な措置の要請をすることができる。

(区情報連絡員)

第12条 消防署長等は、区本部が設置されたときは、区情報連絡員を区本部に派遣するものとする。

2 消防署長等は、指名している区情報連絡員を災害時にやむを得ず区本部に派遣することができないと認めるときは、別に職員を指名して区本部に派遣するものとする。

3 区本部長は、災害の状況等により、区情報連絡員の一部を区本部に置かないことができる。

(区災害対策本部会議)

第13条 区災害対策本部会議（以下「区本部会議」という。）において協議する重要事項は、別表5のとおりとする。

2 区本部会議は、災害の状況等により、一部の構成員をもって開くことができる。

3 第8条第4項の規定は、区本部会議の招集の通知について準用する。

4 区本部会議の運営に関し必要な事項は、区本部長が定める。

(現地災害対策本部)

第14条 現地災害対策本部長は、災害の発生した現地又は本部長が適当と認める場所において、本部長の指示により、その所掌事務の一部を代行する。

2 本部長は、現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、事務局長を通じて直ちに部長及び区本部長（以下「部長等」という。）に通知するものとする。

第4章 配備体制・情報連絡

(警戒配備)

第15条 局長等は、警戒配備を行ったときは、危機管理監に報告するものとする。

2 危機管理監は、規程別表4に定める警戒配備の基準に係る情報等（以下「警戒配備情報等」という。）を収受したときは、関係する局長等に伝達するものとする。

3 前項の場合において、勤務時間外等に警戒配備情報等を収受したときは、危機管理監は、関係局等の庶務担当課長及び庶務担当係長へ電話等により伝達するものとする。

(非常配備の伝達等)

第16条 事務局長は、非常配備が指令されたときは、部長等に対して速やかに伝達するものとする。

2 第3条第2項の規定は、非常配備の伝達について準用する。

3 部長等は、非常配備が指令されたときは、規程第20条の規定に基づき作成した連絡系統図により所属職員に連絡するものとする。

(非常配備の特例)

第17条 部長等は、緊急に応急活動等を行う必要のある班において所属職員の参集状況等から要員が不足すると認める場合は、他の班の職員を指名して非常配備につけ、応急活動に従事するよう指令することができる。

(自主参集)

第18条 職員は、地震の発生又は天候の悪化を感知した場合は、直ちにテレビ、ラジオ等により震度情報、気象情報等を確認し、規程別表5に定める非常配備の基準（以下「非常配備基準」という。）に該当する場合又は該当することが予測される場合は、規程第20条第1項に規定する配備編成計画表等により指定された場所に参集するものとする。

(非常配備における職員の動員)

第19条 非常配備における動員の対象となる職員は、次の各号に掲げる職員以外の全職員とする。

- (1) 本市以外の機関に派遣中の職員
- (2) 休職又は停職中の職員
- (3) 出産休暇（産前・産後）を取得中の職員
- (4) 育児休業中の職員
- (5) その他局長等が災害時に応急活動を行うことが困難であると認める職員

(参集区分)

第20条 規程第19条第3項に規定する特別動員の参集区分により配備される職員は、原則として、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所属参集 地域防災計画に定める応急活動を実施するため欠くことのできない次に掲げる職員
ア 局等の係長職以上の職員
イ 局等および部の庶務担当課庶務担当係
ウ その他、危機管理監が定める職員

(2) 直近参集及び避難場所参集 前条及び前号に掲げる職員以外の職員

2 前項の場合において、局長等は、職員の参集すべき場所を指定した「個人動員票」（様式2）を作成し、当該所属職員に配布するものとする。

3 規程第19条第2項第2号に規定する通常動員による職員の参集は、所属参集とする。

4 人事異動又は転居等により、個人動員票に指定された参集場所への参集が困難となった職員の参集場所については、新たに個人動員票が配布されるまでの間、所属参集又は直近参集のうちから局長等が指定するものとする。

(配備編成計画等)

第21条 局長等は、規程第20条の規定に基づき様式3により配備編成計画表を作成するとともに、各課ごとに連絡系統図を作成しておくものとする。

2 前項の配備編成計画表及び連絡系統図は、前条第2項に定める個人動員票の配布時期に合わせて更新するものとする。

3 配備編成計画表を作成するに当たっては、各課ごとにその職務の性質を勘案するとともに、概ね次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各配備種別ごとの役職者の比率
- (2) 居住地及び参集に要する時間
- (3) 介護を要する家族又は保育園等の送り迎えを要する乳幼児若しくは児童の有無
- (4) 特殊車両の運転免許等の資格保有の有無

4 区長は、勤務時間内に震度6弱以上の地震が発生した場合において、所属職員を当該区の区域内における屋内の避難場所へ配備することができるよう、あらかじめ第1項の規定による配備編成計画表とは別の職員の配置に係る計画表を作成しておくものとする。

なお、配備編成計画表の作成にあたり、様式3により難しい場合には、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

5 局長等は、第1項の規定により配備編成計画表を作成した場合は、速やかに危機管理監に通知しなければならない。

(応援職員の派遣要請)

第22条 部長等は、災害発生時に他の部又は区本部の職員の応援を必要とする場合は、事務局長を通じて本部長に要請するものとする。

2 前項に基づく要請に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

(区本部長の管理代行者の指名)

第23条 区長は、勤務時間外等に震度6弱以上の地震が発生した場合において、区本部長及び区副本部長のすべてが速やかに区本部に参集することが困難であるとあらかじめ予測されるときは、当該区の所属職員のうち課長職の職員のうちから、区本部長の職務を代行する者（以下「管理代行者」という。）を指名しておくことができる。

2 区長は、前項における管理代行者を確保することが困難と認める場合には、本部が設置された

場合に緊急応援班となる部

に所属する部長職又は課長職の職員のうちから、管理代行者を指名することができる。

- 3 区長は、前項の規定により管理代行者を指名した場合は、危機管理監に通知するものとする。
(災害情報及び被害状況の収集)

第24条 部長等は、別表6に定める「災害情報の収集分担」に基づき、その所管に係る災害情報を収集するものとする。

- 2 部長等は、前項の規定により収集した災害情報をもとに、別表7に定める「被害状況の調査・報告分担」に基づき、その所管に係る被害状況を調査し、及び把握しなければならない。この場合において、被害の区分及び判断基準は、別表8の「被害状況判定基準」によるものとする。

- 3 部長等は、前2項の規定により収集及び把握した災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）の中で、他部に係るものを掌握したときは、その内容を所管の部長等に通報しなければならない。

(災害情報等の報告)

第25条 部長等は、次に掲げる災害情報等を、その時点における効率的な通信手段を用いて事務局長を通じて本部長に報告しなければならない。

- (1) 災害情報（被害速報）

前条第1項の規定により収集した災害情報を、「災害情報（被害速報）」（様式4）により速やかに報告する。

- (2) 被害状況

前条第2項の規定により把握した被害状況を、次に掲げるところにより報告するものとする。この場合において、部長等は、相互に連絡調整を図り、被害件数等の重複計上がないように努めなければならない。

ア 中間報告

本部長が指定する時間ごとに、「被害状況報告書」（様式5）及び「被害状況内訳表」（様式6）により報告する。

イ 最終報告

応急措置が完了した後、概ね7日以内に、「被害状況報告書」（様式5）及び「被害状況内訳表」（様式6）により報告する。

- 2 前項に規定するもののほか、災害情報等の収集について必要な事項は、事務局長が定める。

第5章 その他の災害対策実施体制

(区本部単独での設置等)

第26条 区長は、規程第23条第1項の規定による市長の承認を得た場合は、危機管理監に報告するものとする。

- 2 危機管理監は、前項の報告を受けたときは、局長等にその旨を通知するものとする。

- 3 区本部長は、本部が設置されていないときに区本部を設置した場合は、非常配備基準に準じて必要な職員の配備を行うものとする。

(緊急災害対策実施本部)

第27条 局長等は、緊急災害対策実施本部（以下「実施本部」という。）の設置が必要と認めるときは、担当副市長と協議のうえ市長に報告するものとする。

- 2 実施本部の庶務は、その災害対策を主として行う局等において行う。

第6章 補則

(委任)

第28条 この要領に定めるもののほか、本部の組織及び運営等の細目について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
2 札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程事務取扱要領（平成10年12月14日消防局長決裁）は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年10月25日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年8月2日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年8月31日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年8月30日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年6月13日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。